

令和8年5月1日

請求人 岩田 薫 様
同 浅賀 きみ江 様
ほか (略) 様

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 柳 下 剛
同 斉 藤 たかみ

神奈川県職員措置請求について (通知)

令和8年3月30日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該普通地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされており、また、当該財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に

摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

請求人は、本件措置請求において、「JR橋本駅前にあった元相原高校の樹齢100年を超えるクスノキ」（以下「本件クスノキ」という。）について、「2019年（令和元年）7月25日に樹木医が報告した『樹木診断報告書』には、『枯れ枝の処理、キノコ対策、葉を食害する昆虫対策を早急にすべき』との所見が記載されていたにもかかわらず、交通政策課では元相川高校維持管理費として毎年計上されていた予算をクスノキの養生に全く使わず放置し」、「駅前広場を整備するのに邪魔だとして切り倒してしまった」として、本件クスノキの管理を怠る事実を請求の対象とするとともに、「契約先の(有)八木園芸の指定口座に」、「2025年（令和7年）7月4日に残金の671,220円と2,718,580円をそれぞれ振り込んだ」ものであり、これらの支出は、「樹木の維持管理をしっかりと養生を行っていただければ伐採工事は必要なかったはずである」として、本件クスノキの伐採費用に係る支出が、違法又は不当であることを主張している。

しかし、本件クスノキの管理を怠る事実について、請求人13名は、令和2年10月22日付けで、本件措置請求と同じ請求を既に住民監査請求（以下「令和2年請求」という。）として行っている。そして、この令和2年請求に対して、監査委員は、監査を行い、令和2年12月18日付け「住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）」（以下「令和2年監査結果」という。）において、「本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるとはいえない」とし、請求には理由がないとしている。

既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決では、「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示しており、同一の請求人が、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度住民監査請求を行うことは、いわゆる一事不再理の原則により、不適法であるとされている。

また、令和2年請求では添付されていなかった事実証明書が添付されていることから、請求人は、新たな証拠書類を提出することによって、本件措置請求が令和2年請求とは別個の請求であると主張しているものとも解されるが、本件クスノキの伐採状況について新たな事実証明書が提出されているものの、令和2年監査結果の判断に影響する新しい事実や、別個の主張があるとは認められない。

加えて、前述の判決では、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由

以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではない」と判示していることから、新たな証拠書類を提出したという理由のみで、本件措置請求と令和2年請求が別個のものになるものではない。

よって、本件措置請求は、令和2年請求と同一の請求人による、同一の怠る事実を対象とした、再度の住民監査請求であることから、不適法なものである。

なお、本件クスノキの伐採費用に係る支出について、違法又は不当であるとする請求人の主張は、本件クスノキの管理を怠る事実に基づくものと言えるから、前述のとおり、不適法であると認められる。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。

令和8年5月1日

請求人 (略) 様

神奈川県監査委員	大 竹 准 一
同	吉 川 知恵子
同	中 家 華 江
同	柳 下 剛
同	斉 藤 たかみ

神奈川県職員措置請求について (通知)

令和8年3月30日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求 (以下「本件措置請求」という。) は、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実 (以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該普通地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされており、また、当該財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

請求人は、本件措置請求において、「JR橋本駅前にあった元相原高校の樹齢100年を超えるクスノキ」（以下「本件クスノキ」という。）について、「2019年（令和元年）7月25日に樹木医が報告した『樹木診断報告書』には、『枯れ枝の処理、キノコ対策、葉を食害する昆虫対策を早急にすべき』との所見が記載されいたにもかかわらず、交通政策課では元相川高校維持管理費として毎年計上されていた予算をクスノキの養生に全く使わず放置し」、「駅前広場を整備するのに邪魔だとして切り倒してしまった」として、本件クスノキの管理を怠る事実を請求の対象とするとともに、「契約先の(有)八木園芸の指定口座に」、「2025年（令和7年）7月4日に残金の671,220円と2,718,580円をそれぞれ振り込んだ」ものであり、これらの支出は、「樹木の維持管理をしっかりとって養生を行っていただければ伐採工事は必要なかったはずである」として、本件クスノキの伐採費用に係る支出が、違法又は不当であることを主張している。

本件クスノキの管理を怠る事実については、令和2年10月22日付けで、本件措置請求と同様の住民監査請求（以下「令和2年請求」という。）がなされている。この令和2年請求に対して、監査委員は、監査を行い、令和2年12月18日付け「住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）」（以下「令和2年監査結果」という。）においても述べたように、「県は、本件クスノキについて、県立相原高校移転後に処分が必要な財産として整理しており、その扱いについては、市がまちづくりの中で利活用するか否かの判断に委ねているとしている」、「市は、本件クスノキについて、既にまちづくりの中で利活用しないことを表明しており、結果として伐採を余儀なくされるとしている」ことを是としており、「本件クスノキについて、県として治療を行う必要性は認められず」、「本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるとはいえない」とし、請求には理由がないとしたが、本件措置請求においてもその判断は変わらない。

本件措置請求は、「交通政策課では元相川高校維持管理費として毎年計上されていた予算をクスノキの養生に全く使わず放置した」、「交通政策課吏員は全く聞く耳を持たず、クスノキを放置し」たといった、令和2年請求と同様の内容を主張しているものであり、本件クスノキの管理を怠る事実について、違法又は不当であるとする理由を摘示しているとは認められない。

また、本件クスノキの伐採費用に係る支出について、「樹木の維持管理をしっかりとって養生を行っていただければ伐採工事は必要なかったはずである」として、本件クスノキの伐採費用に係る支出が違法又は不当であるとする請求人の主張は、本件クスノキの管理を怠る事実に基づくものであるが、前述のとおり、違法又は不当であるとする理由を摘示しているとは認められないことから、これに基づく本件クスノキの伐採費用に係る支出もまた、違法又は不当であるとする理由を摘示しているとは認められない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なも

のである。